

平成28年度和歌山市子ども・子育て会議

日 時：平成29年2月15日（水） 14：00～16：00

場 所：和歌山市勤労者総合センター6階 文化ホール

出席：委員16人

担当課等

福祉局長 こども未来部長

市民協働推進課 人権同和施策課 国保年金課 総務企画課 保健対策課 地域保健課

障害者支援課 子育て支援課 こども家庭課 保育こども園課 こども総合支援センター

産業政策課 商工振興課 教育政策課 スポーツ振興課 学校教育課 教職員課

教育研究所 青少年課 保健給食管理課 生涯学習課 青少年課 市民図書館

<次 第>

1 開 会

2 福祉局長挨拶

3 委員紹介

4 議題

(1) 幼保連携型認定こども園の認可について

(2) 特定教育・保育施設の利用定員について

(3) 和歌山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

(4) その他

5 閉 会

会議資料

資料 和歌山市子ども・子育て支援事業計画

和歌山市子ども・子育て支援事業計画進捗状況

資料1 幼保連携型認定こども園設置認可申請予定一覧

資料2 特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更申請施設一覧

※今回会議途中からボイスレコーダーに不具合があったため、各担当課から聞き取りし、議事録を作成しています。

1 開会

2 福祉局長挨拶

福祉局長：

本日はお忙しいなか、本会議にご出席いただき厚く御礼申し上げます。

また、平素は本市の児童福祉行政の推進に、ご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。少子化や核家族化が進む中で、女性の社会進出、経済状況による共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境は、時代の流れとともに大きく変化しています。こうした現状に対応するため、そして、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年度スタートしました。本市におきましても、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境日本一と誇れる和歌山市を目指して、様々な施策に取り組んでいるところです。

本日は、本計画の開始から2年目ということで、進捗状況のご報告をさせていただき、また、本会議の重要な役割であります幼保連携型認定こども園の認可に関する事、及び特定教育・保育施設の利用定員についてのご審議と、多岐に及ぶ議題となります。限られた時間ではありますが、本市の次世代を担う子どもたちのため、どうぞ活発なご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます。最後になりましたが、委員の皆様方の今後ますますのご発展とご健勝をお祈りし、私の挨拶といたします。

3 委員紹介

4 議題

副会長：

本日の議題は3つということになっております。適宜進めてまいります。

まず初めに幼保連携型認定こども園の認可につきましてという議題から進めてまいります。

それではまず事務局からご説明をお願いします。

保育こども園課：

資料1「幼保連携型認定こども園設置認可申請予定施設一覧」をご覧ください。

幼保連携型認定こども園の認可、申請状況について報告させていただきます。

幼保連携型認定こども園の認可をしようとするときは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項の規定により、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない」となっておりますので議題とさせていただきます。

現在、平成29年4月から運営開始の幼保連携型認定こども園として7園からの申請を受け付けています。うち4園は保育所から、2園は幼稚園から、1園は新規となっております。

なお、移行特例を使う項目を、資料の一番右の欄にそれぞれ示していますが、保育教諭の資格の部分、園児が少数となる時間帯の保育教諭と同等の職員の配置について、移行特例を適用して認可する予定です。現在、申請書類について、最終調整をしておりますが、どの園につい

ても問題はないものと考えております。

副会長：

ありがとうございます。それでは、議題1の説明をいただいたのですが、ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。何かご質問はございますか。

委員：

木ノ本はいくつか保育園があったと思うのですが、木ノ本こども園がまったく新しく設立されて、今までのところは存続しながらあるということであれば、たくさんの保育所が存在することになるのですか。

保育こども園課：

公立の河西保育所が民営化する予定でしたが、父兄等から民営化することに反対する意見が出たので、河西保育所はこの3月末で閉園として、新しく木ノ本こども園を誘致しました。

副会長：

ありがとうございます。

あと移行特例の運用について、市民の方もいらっしゃいますので、ご説明いただけますか。

保育こども園課：

保育教諭の資格ですが、今現在、保育士、幼稚園教諭の片方の資格しか取っていない方が、特例の5年間のうちにもう片方の資格を取ることを条件に保育教諭とみなすということです。

副会長：

ありがとうございます。5年間のうちに資格をとれば保育教諭と認めますという特例措置ですね。

委員：

3年間のキャリアが必要です。

副会長：

補足していただいてよろしいですか。

委員：

本学でも3年が経過しまして、28年度も50名以上の方が受講されています。保育士の資格を持っている方が幼免を、幼免を持っている方が保育士という形で保育士を持っている方が50名以上ありました。その方たちは現職の方もいらっしゃいます。3年以上のキャリアがあって、必要な単位を取る。今が一番チャンスの時だと思います。あと2年ございます。そのような方がいらっしゃればと思います。

副会長：

制度の移行の時期ですので、少し会議でも補足していただきました。
他にご意見ございませんか。

《意見なし》

副会長：

それでは、次に議題（２）です。事務局からご説明をお願いします。

保育こども園課：

資料２「特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更申請施設一覧」をご覧ください。子ども子育て支援法第３１条第２項に特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を聴かなければならないとなっておりますので、議題とさせていただきます。

まず、先ほど、幼保連携型認定こども園の認可で説明した施設になります。２９年度から幼保連携認定こども園に移行するケースとなります。利用定員は、２８年度に比べ２９年度では、愛徳幼稚園で３人、木ノ本こども園で１２０人、こひつじこども園で３３人、しょうぶこども園で４０人、ひまわりこども園１０人、むつみこども園で たから幼稚園で３０人の減少となっています。

ただし、幼稚園につきましては利用定員と現員の数が大きく離れていますので、現員と比べますと愛徳幼稚園では７２人、たから幼稚園では１９人の増加となっています。

それでは資料２の裏面をお願いします。

利用施設の変更ということで、種別は幼保連携型認定こども園と変わりませんが、利用定員が変更となる施設を指しています。三宝幼稚園では４３人 新堀こども園で１０人、まことなるたきこども園で８人増加する予定になっています。

副会長：

それでは、資料２についての説明でした。同様にご質問ございましたらよろしくお願ひします。

《質問なし》

副会長：

では、こちらも後ほどご質問等があれば、その都度ご発言ください。続きまして、和歌山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の議題に進めていきます。

こちらは事前に事務局から資料をお送りいただいていると聞いていますが、まず初めに状況のご説明を事務局からお願いします。

事務局：

それでは、「和歌山市子ども・子育て支援事業計画進捗状況」について、配布しています資料に従いご報告させていただきます。資料に一部訂正があります。訂正箇所は、正誤表を配布していますのでご確認ください。それでは、資料をご覧ください。

まず、「子ども子育て施策の展開（計画第4章部分）」の進捗状況について説明いたします。

なお、説明については、時間の都合上、1ページの「1子どものすこやかな成長を支える母子保健事業の充実」から42ページ「6 若者育成支援の充実」までを、一括してご説明いたします。

計画における全146施策中、平成31年度目標値を設定しているものが、125施策、その内、平成27年に目標値に達した施策数は91施策であります。

まず、1ページから8ページ、「1子どもの健やかな成長を支える母子保健事業の充実」、施策番号1番から29番までの進捗状況です。平成27年度実績が、一部平成25年度計画策定時の比較では、少し実績が下回ったものもありますが、概ね3分の2の施策において平成31年度目標値を達成しています。9番「育児支援事業」や10番の「乳幼児健康診査事業」などは、徐々に実績を伸ばしており、目標値を達成していない施策の多くにおいても目標値に近いものが増えてきています。

次に9ページから21ページ、「2 子育て・子育て支援の充実」、施策番号30番から69番についてですが、一部、平成25年度実績と比較し、下回っているものも見られますが、半数以上の施策において平成31年度目標値を達成しています。

35番「利用者支援事業」は、平成27年度に事業を開始し、平成28年度途中において平成27年度実績を大きく上回っています。また、30番「子どもの権利に関する啓発」の1項目「講座の開催数」、59番「放課後子ども総合プランの整備・推進」については未実施となっておりますが、30番については今後講座を開催する予定となっております。59番については放課後における児童の多様な活動を行えるように、庁内関係部局と連携を図り進めていきます。

次に 22～23ページ、「3 子育てと仕事の両立支援の充実」、施策番号70番から76番についてです。半数の以上の施策において目標値を達成しています。75番「女性の就労の機会と場の拡大」における啓発回数は、平成27年度に目標値を達成できませんでしたが、平成28年度において既に達成しています。

次に、24～30ページ、「4 様々な家庭への支援の充実」、施策番号77番から101番までについてです。25施策中、目標値を設定しているものが11施策と少なくなっていますが、これは、ひとり親家庭医療費助成等の医療費助成や児童扶養手当支給等の各種手当の支給等の指標項目はあるものの目標値を立てることが適切でないもの等があるためです。達成率は、約2分の1です。まだ、目標値と隔たりのものもありますが、89番「障害のある児童の放課後児童クラブへの受入れ」や99番「子どもの虐待防止に対するネットワークの充実」など、もう少しで目標値の達成できるものや目標値の達成に徐々に近づいているものがあります。

次に、31～38ページ、「5 子どもの生きる力を養う教育環境の充実」、施策番号102番から132番についてです。4分の3の施策において目標値を達成しています。達成できていない施策においても、127番「学校教育相談体制の充実」は着実に実績が伸ばしており、多くの施策において目標値に近づいています。

最後に、39～42ページ、「6 若者育成支援の充実」、施策番号133番から146番についてですが、半数を超える施策において目標値を達成しています。また、136番「健全育成体制の充実」は、平成27年度には、目標値に届きませんでした。今年度に、目標値を達成しています。

進捗状況につきましては以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

副会長：

次に「新たな取り組み」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

43ページから46ページ、「新たな取組一覧表」についてご説明いたします。

今年度は、子育てに関する支援事業に加え、3番「若者・出会い結婚応援事業」としての出会いの場の創出、5番「ハッピーウェディング事業」としての結婚を支援する取り組み等も含め12の新たな事業を実施しています。また、子ども子育て支援計画に掲載されていない事業につきましても、今後も、必要とされる新たな事業についても取り組んでいきたいと考えています。

副会長：

「教育・保育事業等の充実（計画第5章部分）の進捗状況」のご報告をお願いします。

事務局：

「教育・保育事業等の充実（計画第5章部分）の進捗状況」、47ページから50ページについてご説明いたします。

47ページは、市内全域の「教育・保育の提供体制の確保内容」について記載しています。ページ左側の表は、「平成28年度確保量進捗」の状況で、1号認定から3号認定の区分ごとの本年度の入園者数、確保方策における数値（定員数）を記載しています。差引きは、入園者数と利用定員との差で、その下が待機児童数です。右側の「計画」の表の部分は、子ども・子育て支援事業計画冊子に記載されているものを転記したものです。47ページは、市内全域の確保内状況と確保量の見込みで、次ページからは、各ブロックの状況を記載しています。

具体的な表の見方ですが、47ページをご覧ください。1号認定については、実際の入園者数が、4,227人で、施設の確保方策数（利用定員）が、5,473人分あります。差し引き1,246人が、確保量として余裕があることとなります。2号認定については、4,432人が入園し、確保量は4,769人分となります。3号認定については、4章の個別施策、50番や62番等に関連し、待機児童の課題に繋がりますが、入園者数が確保方策数（定員）を上回っており、対策が急務となっています。以下、各ページも同じように見ていただければと思います。

次に51ページをご覧ください。子ども・子育て支援法に規定されている「地域子ども・子育て支援事業」、13事業の平成27年度の実績及び平成28年度11月末の値と平成28年度・平成31年度の見込みは計画冊子に記載されているものを転記したものです。1番の時間

外保育事業とは延長保育事業のことです。なお、1番から11番までの各事業は、第4章において個別に施策として位置づけ、具体的な課題や今後の方向性等を記載しています。2番の放課後児童健全育成事業の低学年と10番の養育支援訪問事業は、平成28年途中において、利用実人数が既に28年度末の見込み量を超えており、事業への需要が高まっています。12番「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、13番「多様な主体の参入促進事業」につきましては、13事業には位置づけられていますが、本市では現在未実施であり、今後、現状と必要性を検討することとしています。以上でございます。

副会長：

ありがとうございました。今後の進め方ですが、施策1と施策2をまとめてご質問いただき、その後、施策3と4、施策5と6をまとめて審議のほうを進めていきたいと思えます。

委員：

まず、35番の利用者支援事業についてですが、平成28年度実施状況で「チラシや便りの設置、Twitter（ツイッター）やホームページ等電子媒体による広報を行う」とありますが、参考までに、Twitterのフォロワー数はどれくらいですか。Twitterをしていることを知らなかったの、どれくらい認知があがっているのかなと思って。

副会長：

11ページの35番ですね。実施状況の部分ですね。

委員：

今すぐ数字が難しいようであれば、もうひとつ要望がありますので先にお話させていただきます。33番の子育てに関する情報提供について、スマートフォンアプリを配信しているが、メールマガジン登録者数が伸びていないので、もうちょっと周知しないといけないとなっています。私、このアプリ拝見しました。皆さんどれくらいの方がご覧になっているか分かりませんが、最初の画面に「がんばっているママに役立ちたい」とメインタイトルがありますが、ただ内容を見てみると、イベント情報だったり施設の案内であったり、ママに限らないのではないかと思います。それを敢えて行政が「ママ」と特定することに意味があるのかなと。その中にはつれもて子育て応援ブックの内容が載っているが、それは必ずしも女性に限ったものではなかったのですが、それに頑張っているママに役立ちたいとするのは違和感があります。専業主夫されている方もいらっしゃる方たちにとっては、それを使おうとする人にとってはどうかと、その方たちが見るとどんな気持ちになるのかなと思います。僕の利用するアプリではないのではと思うのではないかなと思います。行政だからこそ、気を付けていただきたい。頑張っているママパパに役立ちたいとしてほしい。

施設や学校なども載っているが、すごくわかりやすいが、公園などの情報が文字だけなんです。住所や電話番号など。写真を載せてもらえないですか。そういうところがダウンロード数が伸びていない原因に繋がっているのではないのでしょうか。

子育て支援課：

ツイッターの件数ですが、フォローアップとしては、811件です。

副会長：

アプリも含めて、SNSを通して、多くの方に情報を発信しようという和歌山市の取組ですが、少し提案がございましたが。

こども未来部長

今ご意見頂いた部分については、変更できる部分は変更していきたいと思います。また、改善できるところは今後していきたいと思います。費用や業務の委託をしていたりと、すぐには対応できない部分がありますが、更新の際に今のご意見を参考にしていきたいと思っています。

副会長：

よろしいですか。応援ブックとSNSの情報発信など努力されています。応援ブックもNPOとの協力を得ながら協働で作られていると聞いておりますので、今後も市民の声を参考にしていっていただきたいです。他にいかがでしょうか。

委員：

3ページの養育支援訪問事業の充実についてですが、私も関わっていますが、必要な支援だと思う。家に訪問すると思っていた以上に本当に大変なご家庭もあることを知って、現在、半年間行って対応しているが、半年後、支援を受けていた子供達やお母さんたちがどんなに変化しているのか、どんな風に回復しているのかなと思いながら支援しています。この表の中にも、「対応困難なケースが増えており、より一層の関係機関との連携が求められる」とあるので、その後や考えていることを教えていただきたい。

こども総合支援センター：

確かに問題なケース、対応困難なケースがあります。保健師が家庭に出向いて、寄り添いながら対応しています。今日行って明日改善されていることはなかなか難しいので、長く寄り添いながら対応して努力しています。

副会長：

今のご意見の中に半年後に制度が切れるという意味ですね。

委員：

そうなんです。半年後経って、その後なかなか困難な場合、どうなっていくのか知りたい。

副会長：

関係機関との連携とありますので、具体的にどのようになっているか、今後の課題など教えていただきたい。

地域保健課：

保健センターの保健師が地区担当をもって行っていますが、本当に苦勞しながらフォローしています。支援が困難な場合は、担当1人で抱えるのではなく、各センター単位で定例的に保健師全員が支援方法を協議しています。また、4保健センター合同で定例的に検討会を開催しています。その中で虐待に繋がると疑われるケースについては、こども総合支援センターに連絡して、こども総合支援センターの職員と保健センターの職員と合同で支援にあたっています。養育支援の期間は地区担当がフォローしており、小学校入学まで支援を続け、その後教育現場に引き継いでいます。

副会長：

現状における連携をされて支援されているとのこと、ご説明ありがとうございます。補足などございますか。

こども総合支援センター

ヘルパーのことですが、半年で切れたとしても、こども総合支援センターの保健師がケアを行っています。

副会長：

整理しますと、ヘルパーの派遣は半年だが、保健師の対応は継続しているという事ですね。

委員：

1ページの5番の新生児訪問指導乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問ですが、実施率が低い理由はなにかありますか。

地域保健課：

全戸訪問ではあるのですが、どうしても2子目以降になると、子育てにも慣れ、不安もあまりないということで訪問を拒否される家庭が多いのは事実です。しかし、昨年10月に開設した子育て世代包括支援センターでは、全件に面接を行って、訪問事業についてその必要性を十分説明していますので、今後は訪問率が上昇していくと考えています。

副会長：

では、他にございましたらお願いします。

委員：

9ページの30番の子どもの権利に関する啓発についてですが、研修会を開催されていますが、課題として和歌山県の委託金で事業を行っているのですが、委託金によって事業が決まるとありますが、それはどういうことでしょうか。その委託金が減ったら開催しないということになるのでしょうか。

人権同和施策課：

本年度の研修会の内容は「同和問題に関すること」で、実質的には子供の権利等に直接は絡んではいけません。この報告の中に実施状況として入れたのは適切ではなく、申し訳ありません。今後はテーマについては検討していきたいと考えています。また、予算に関しては、県補助金の確保については、今後とも要求していきたいと思っています。

副会長：

よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。では、次に3子育てと仕事の両立の充実と4様々な家庭への支援の充実について、ご意見を申し上げます。

委員：

27ページの91番、重度心身障害児・者医療費の助成について、助成件数が減少していますが、この要因は何でしょうか。障害児が減っているということになるのでしょうか。

障害者支援課：

助成件数の減少は、受給者の減少のためです。受給者の減少の要因は、平成18年度から和歌山県が、和歌山市は平成20年度から、65歳以上で新たに重度障害となった人を対象外としたことが主なものと考えています。

副会長：

はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：

23ページの74番と76番の平成28年度の実施状況に「企業研修会において啓発リーフレットを配布」とありますが、具体的にはどのような研修会になりますか。それから何社ほど参加があったのでしょうか。

産業政策課：

和歌山市人権啓発企業連絡会で配布しました。参加企業は280社ほどありますが、研修会への参加企業数は20～50社です。

副会長：

76番の課題・問題点で「男性の育児休暇取得を拡大する」とありますが、意識啓発に努めるという施策に対して課題が大きすぎるのではないのでしょうか。

産業政策課：

はい。「効果的な啓発方法を検討していく」などの表現をしていきたいと思っています。

委員：

それから、経営者協会は、県下約400社の会員がありますので、そのような啓発リーフレットを配布などで、こちらができることがあれば言っていただければ協力させていただきますので、どうぞ。

産業政策課：

ありがとうございます。ご協力をお願いしたいときはまたよろしく申し上げます。

副会長：

ありがとうございます。他にはどうですか。

委員：

25ページにあります81番ひとり親家庭情報交換についての施策ですが、課題・問題点の中で、会場のあいあいセンターは多分3か月前から借りられると思いますが、申し込み期間が1週間程度に限られるというのはどういう事なのか教えていただきたいです。

こども家庭課：

この事業は和歌山市母子寡婦福祉連合会に委託しているもので、広報の手段として、市報わかやまに掲載する場合は、担当課へ記事を提出するメ切が2か月前になっているため、掲載が2か月後となっています。そのため申し込み期間がどうしても短くなってしまいます。それで今年度から担当者が工夫をして、ニュース和歌山やリビング和歌山に掲載することにより、特に先日行ったバレンタインチョコレート作りは好評で、多くの人に参加していただいています。また、今年はずでに4回教室を開催しています。

副会長：

この対象は母子家庭だけでなく、父子家庭も対象になっていますか。

こども家庭課：

教室の内容がお菓子作りなどでしたら、参加は母子家庭だけとなっていますが、対象はひとり親家庭ということで、父子家庭も対象です。ただし、子供は小学6年生までとなっています。

副会長：

ありがとうございます。他にはいかがですか。

《意見なし》

副会長：

ありがとうございます。

6 閉会